

# 三重県フェア（イオンベトナム）事業実施業務 企画提案コンペ参加仕様書

## 1 委託事業の目的

国内においては、人口減少社会の本格的到来により、国内市場の大幅な伸びは今後期待できないところであり、経済成長著しいアジアを中心とした海外市場を取り込むことが、県内企業にとって喫緊の課題となっている。

平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットでは、「みえの食」が持つポテンシャルの高さが注目されたが、この強烈なインパクトを一過性のものに終わらせず、「食」に焦点をあてた三重県の魅力を間断なく総合的・効果的に情報発信し続けるとともに、戦略的に営業活動を展開していく場を、継続的に創出していく必要がある。

そこで、本事業においては、日本ブランドの認知度も高く、今後の経済成長が期待される国であるとともに、伊勢志摩サミットのアウトリーチ国として関係強化を図ったベトナムにおいて観光物産展「三重県フェア」を開催し、県内企業の販路開拓を支援するとともに、会場での観光情報の提供を通じ、伊勢志摩サミット開催で高まった三重の魅力を発信しインバウンド増大にもつなげることを目的とする。

## 2 事業主体

三重県（フェアはイオンベトナムとの共催）

## 3 委託事業の内容

### (1) 委託事業名

三重県フェア（イオンベトナム）事業実施業務

### (2) 委託期間

契約日から令和2年1月31日（金）

### (3) 委託内容

- ① イオンベトナム タンファーセラドン店内、サブコートの一部（8m×4m程度）における、県産品の販売（試飲・試食のサポートを含む）及び伊賀忍者等の三重県の文化、自然等の魅力をPRする観光物産展「三重県フェア」の実施。

期間：令和元年11月15日（金）から17日（日）まで（3日間）

- ② 商品を陳列する什器、試飲・試食を行うための調理器具や消耗品の準備、調理器具使用等にかかる電気工事、販売促進員（9－22時/日）の手配、会場の装飾、イオンベトナムとの調整など、「三重県フェア」の実施に係る一切の準備。

※販売促進員のうち数名については、日本語でコミュニケーションが取れる者を配置するなど渡航する県内事業者が円滑な販促を行えるよう配慮すること。

- ③ 「三重県フェア」開催にかかる広報活動

- ④ 委託業務実績報告書の作成

なお、報告書の作成にあたっては、フェア来場者や県内参加事業者の意見等を踏まえ、今後、県内事業者が海外市場を取り込んでいくにあたっての課題と対策について明記すること。

#### 4 契約上限額

1, 814, 516円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含みます。）

#### 5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 6 提出を要する書類等

本業務の完了の証として、履行期限までに委託業務実績報告書等を提出していただきます。

- (1) 委託業務実績報告書・・・紙媒体（1部）
- (2) その他、指示するもの

#### 7 企画提案コンペの実施方法

提案者は、以下に定める企画提案資料を提出期限までに提出してください。提案は一事業者につき1件としします。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「三重県フェア（イオンベトナム）事業実施業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーションにより、総合的に評価のうえ、最優秀提案を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります、また、県が求める基準に達する提案がない場合は、最優秀提案を選定しないことがあります。

- (1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）・・・1部

※「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。

イ 企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7部

[体裁]

原則A4版・両面長辺綴じ印刷（長辺側を綴じてください）・文字サイズ10ポイント以上。表紙を含め10ページ以内（A3版は、片面2ページとカウントする）。

[記載内容]

本仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容を基に以下のことに対して、可能な限り具体的な提案を記載してください。

#### **【提案いただきたい内容】**

本事業は、県産品の海外（ベトナム）での販路拡大、観光誘客を図ることを目的に実施しますので、ベトナムにおいて効果的な取組となるように、次の2点について提案してください。

- ① 三重県フェアの実施内容
- ② 海外市場を取り込もうとする取組を本格化させるための事業者に対する支援内容

**【条件】**

会場面積は約32㎡、出展事業者は12者程度を想定しています。(出展事業者の選定及び調整は、発注者側で行うので、当委託事業から除く)

今回の提案では、実施スペースの面積やこれまでの経験等から必要な項目・数量を提案いただき、見積りを行ってください。

最終的なレイアウトや商品販売に必要な什器・設備、販売員については、イオンベトナムとの協議により決定するものとします。

ウ 見積書(様式任意)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

イの企画提案書に記載する内容を全て実施するに際しての所要額を、内容や項目に分けて、できるだけ詳細に記載してください。

エ 委託業務の執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7部

① 業務実施スケジュール(工程表)

② 業務体制

オ その他の資料

- ・事業者の活動概要がわかる資料(法人の概要等) 正本1部、コピー6部
- ・企画提案に関する有効な資料や、過去3年間、同様の契約実績がある場合は、可能な限りその資料を添付してください。

(2) 提出期限 令和元年7月29日(月)12時(必着)

(3) 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県雇用経済部三重県営業本部担当課

(4) 提出方法 上記提出先へ持参、又は郵送に限る。  
(電子メール、又はファクシミリでの提出は不可)

(5) 受理の確認 企画提案書を郵送で提出する場合は、提出期限までに電話にて三重県営業本部担当課に書類受理の確認をしてください。

(6) 第1次審査(適否評価)の実施

- ・実施日 令和元年7月30日(火)を予定しています。  
(なお申込数が少ない場合は、第1次審査を省略する場合があります。)

(7) 第2次審査(書類審査、プレゼンテーション)の実施

- ・実施日 令和元年8月1日(木)三重県庁での実施を予定しています。

(8) 選定のための評価基準

審査にあたっては、以下の項目を重視して総合的に評価することとします。評価は合計点数により、高得点順に順位付けを行い、最も高い得点の提案を最優秀提案として選定します。

なお、本コンペでは、「企画性」、「実施可能性」、「実施体制」を重視することとし、集計にあたっては、当該項目の点に2を乗じた値を用います。

ア 企画性

独自のアイデアや最新の情報、方法が盛り込まれて、全体として魅力あるものか。

イ 実施可能性

事業の趣旨を的確に理解し、企画内容を具体的に記述しているか。実現可能なものか。

ウ 経済性

取組内容と比較し、費用対効果の観点から効率的なものとなっているか。

#### エ 実施体制

事業実施にあたっての県との連絡体制は充分か。また、社内体制及び事業に係る社外組織との連携体制は充分か。

### **8 審査の結果**

審査の結果は、最優秀提案者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに文書にて通知いたします。

### **9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容**

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し（発行手数料は有料。）。
- (2) 三重県に本店又は営業所等を有する事業者にあたっては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し（発行手数料は無料。）。

### **10 契約方法に関する事項**

- (1) 契約条項は、三重県雇用経済部において示します。
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出していただきます。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部において行います。

### **11 監督及び検査**

契約条項の定めるところによります。

また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

### **12 委託料の支払い方法、及び支払時期**

- (1) 委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

- (2) 上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。

### **13 見積り及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨に限ります。

### **14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除**

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### **15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置**

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ① 断固として不当介入を拒否すること。
  - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ③ 発注所属に報告すること。
  - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### **16 障がいを理由とする差別の解消の推進**

受注者が、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

### **17 企画提案にあたっての質問の受付及び回答**

- (1) 質問の受付期間  
令和元年7月18日(木) 17時まで
- (2) 質問の提出  
当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、19に記載する担当課まで持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。  
なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。
- (3) 質問の内容  
質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続上の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。
- (4) 質問に対する回答  
提出のあった質問に対する回答は、令和元年7月22日(月) 17時までに、三重県の公式WEBサイトに掲載します。

## 18 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返却しません。
- (3) 企画提案書等に記載された個人情報については、当該業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (4) 提出のあった企画提案資料については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (6) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (7) 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

## 19 担当課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県雇用経済部三重県営業本部担当課 営業推進班 勝野、橋爪  
電 話 : 059-224-2386  
ファクシミリ : 059-224-3024  
電子メールアドレス : eigyo@pref.mie.lg.jp